

○児童センター

利用時間 月～土曜日(休日を除く)午前9時～午後5時
※ただし、8月19日(水)までは次のとおりとなります。

- ・乳幼児と保護者 午前9時～午後2時
- ・小学生以上 午後2時～5時

来館する際は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用簿の記入、マスクの着用(2歳未満のお子さんは不要)、手指の消毒などにご協力ください。

▶つどいの広場

日時 月・水・金曜日(休日を除く)午前9時～午後2時
※子育てに関する相談等は随時受け付けています。

★前原児童センター ☎21-9820

日の出児童センター ☎21-0420

児玉児童センター ☎71-6805

詳しくはホームページでチェック▶



○乳幼児健康診査・乳幼児健康相談

健診等は内容を一部変更し、順次再開しています。対象者には個別に通知をします。

▶再開しています

4か月児健康診査・10か月児健康相談・1歳6か月児健康診査

▶12月から再開予定

2歳児健康相談(対象:2歳6か月児)・3歳児健康診査(対象:3歳6か月児)

○育児学級

「おや親タマゴ・ラッコクラス・コアラクラス・母乳相談」は10月頃からの再開を予定しています。

再開が決定し次第、市ホームページ等でお知らせします。

★健康推進課(保健センター内) ☎24-2003

HAPPY BIRTHDAY

8月生まれのみんな



9月にお誕生日を迎える小学校就学前のお子さんの写真を募集中です。顔のはっきり写ったお子さんの写真、氏名、ふりがな、住所、生年月日、保護者の氏名、連絡先を記入のうえ、右記のあて先へ郵送、メール又は直接持参してください。※応募多数の場合抽選(未掲載のお子さんが優先)。応募写真は返却できません。

あて先

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

本庄市役所広報課広報係

☎25-1155

✉ omedetou@city.honjo.lg.jp



※締切は
8月11日(火) (必着)

ひとり親世帯臨時特別給付金のお知らせ

～ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します～

ひとり親世帯臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、ひとり親世帯に対する国の支援策です。18歳(高校3年生)までの子どもがいるひとり親世帯が対象で、「基本給付」と「追加給付」の2つがあります。



●基本給付 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付

対象 (①～③のいずれかに該当する方)	手続き
①令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方	申請は不要です。 8月末日に児童扶養手当の登録口座へ振り込みます。
②公的年金等を受給していることにより児童扶養手当を受給しておらず、公的年金等を含む平成30年中の収入が児童扶養手当の対象水準である方	申請が必要です。 申請期間 8月3日(月)～令和3年2月26日(金) 申請窓口 子育て支援課(市役所2階) 支所市民福祉課(アスパアこだま内) ※対象となる収入水準、必要な書類等詳しくは、市ホームページでご確認ください。
③新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、令和2年2月以降の申請者及び生計を同じくする者の収入が児童扶養手当の対象となる水準に減少した方	申請が必要です。 申請期間 8月3日(月)～令和3年2月26日(金) 申請窓口 子育て支援課(市役所2階) 支所市民福祉課(アスパアこだま内) ※必要な書類等詳しくは、市ホームページでご確認ください。

●追加給付 1世帯5万円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方への給付

対象	手続き
基本給付の対象者①及び②の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が大きく減少した方	申請が必要です。 申請期間 8月3日(月)～令和3年2月26日(金) 申請窓口 子育て支援課(市役所2階) 支所市民福祉課(アスパアこだま内) ※必要な書類等詳しくは、市ホームページでご確認ください。

※児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の受給者には、8月上旬に臨時特別給付金のお知らせを郵送します。通知が届かない方でも、状況により該当しますので、市ホームページでご確認ください。

問合せ先 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

☎0120-400-903(平日午前9時～午後6時)

★子育て支援課 ☎25-1130、支所市民福祉課 ☎72-1333